

**土地価格等縦覧帳簿・  
家屋価格等縦覧帳簿の  
縦覧**

平成26年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます。土地価格等縦覧帳簿には所在地番、地目、地積、価格が、家屋価格等縦覧帳簿には所在地番、家屋番号、種類、構造、床面積、価格が記載されています。

**縦覧期間** 4月1日(火)～6月2日(月)

※土・日曜日、祝日は除く。

**縦覧時間** 午前8時30分～午後5時15分

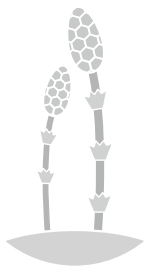
**縦覧場所** 市役所税務グループ縦覧できる方 納税者、同居の家族および納税管理人。その他の方は委任状が必要

※申請者の本人確認をするため、証明できる書類(運転免許証など)の提示をお願いいたします。

※課税明細書の送付および課税台帳の閲覧については、4月上旬を予定

**問合せ先**

税務グループ  
☎521111 (内線244)



**国民健康保険税  
随時分の納期限は  
3月31日(月)です**

国民健康保険税(国保税)は、国民健康保険に加入している皆さんの医療費の支払いに充てられる目的税です。

納期限内に納めていただかないと、国民健康保険事業の運営に支障をきたすことがあります。

かならず納期限内に納めましょう。

**◆口座振替を利用してください**

国保税を納めるには、口座振替が便利で安心です。納期ごとに金融機関やコンビニなどに向いて納める必要がなく、預金口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがありません。

申込手続きは、金融機関および市民窓口グループで行うことができます。通帳と通帳に使用している印鑑を持参してください。

なお、口座振替を利用している方は、残高の確認をお願いいたします。

**問合せ先**

市民窓口グループ  
☎521111 (内線261)

**医療**

**就職退職などのときは  
国民健康保険の届け出を  
忘れていませんか**

退職後の健康保険の届け出

各職場の医療保険(会社の健康保険や共済組合など)に加入している方以外は、すべての方が国民健康保険(国保)に加入しなければなりません。

職場の医療保険をやめて、国保に加入する場合、職場の医療保険をやめた日から、国保に加入することになります。

**◆手続きは忘れずに14日以内に  
届け出が遅れると、さかのぼ  
って保険料を支払うことにな  
り、また、届け出日より前の医  
療費については保険適用がされ  
ません。**

国保の保険料は、加入した月から月割で計算されます。加入した月とは、届け出をした月ではなく、前の健康保険などをやめた月、あるいは、他の市町村から転入した月をいいます。

たとえば、一昨年の3月に会社を退職した方が、病院にかかりたいために、国保加入の届け出をしたときは、届け出をした

月からの保険料からではなく、一昨年の3月にさかのぼって(最高3年)保険料を納めていただくこととなります。

なお、この場合は、届け出日より前の医療費については、全額自己負担となります。

**問合せ先**

市民窓口グループ  
☎521111 (内線261)

**後期高齢者医療保険料  
随時分の納期は  
3月31日(月)です**

平成26年1月中旬に、75歳になった方および障害認定により後期高齢者医療の資格を取得した方ならびに後期高齢者医療の被保険者で高浜市へ転入した方あてに、平成25年度の後期高齢者医療保険料納入通知書を平成26年3月中旬にお送りします。

納期限の3月31日(月)までにお近くの金融機関または市役所の窓口で納入くださるようお願いいたします。

後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療被保険者の医療費の支払いに充てられる大切な財源ですので、かならず納期限内に納めましょう。

**問合せ先**

市民窓口グループ

**子ども医療費受給者証**

平成22年1月診療分から、子ども医療費助成枠を、0歳から中学校卒業年(15歳)の3月31日までに拡大しています。

4月に小学校へ入学する子どもの家庭に、入学後に使用する子ども医療費受給者証を3月中に送付します。(就学前の子は、現在の子ども医療費受給者証をそのまま使用してください。年齢拡大後の新しい受給者証は、有効期限が切れる前に順次送付します。)

また、3月に中学校を卒業する子は、3月31日をもって子ども医療費の受給資格を喪失するため、4月1日以降医療機関などを受診したときは、自己負担分の支払いが必要になります。(ただし、他の福祉医療を受給している場合を除く。)

なお、現在使用している子ども医療費受給者証は、有効期間終了後に、市役所市民窓口グループまで返還をお願いします。

**問合せ先**

市民窓口グループ  
☎521111 (内線227)